

第2次 与那国町地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度



「一人ひとりがふれあいと生きがいを感じる
安心して暮らせるどうなん島」

～連綿と築き上げた協同の文化を‘持続可能な住みよい町づくりに向けて’～



社会福祉法人 与那国町社会福祉協議会

<目 次>

第1章	はじめに
	1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・
	2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・
	3 地域福祉活動計画の基本的な考え方について・
第2章	地域福祉を取り巻く状況
	1 前プランの主な取り組み状況・・・・・・・・
	2 アンケート調査による意識調査報告・・・・・・・・
第3章	基本理念・目指す姿の目標と施策の展開
	1 基本理念・目指す姿の目標・・・・・・・・
	2 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・
	3 目指す姿に向けた具体的な取り組み・・・・・・・・
第4章	推進体制と進行管理
	1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 進行管理と計画の評価・・・・・・・・
資料編	
	1. 与那国町地域福祉活動計画策定委員会設置規則
	2. 与那国町地域福祉活動計画策定委員名簿一覧
	3. 策定の経過
	4. 社協事業紹介

第1章 はじめに

1. 策定の趣旨
2. 位置づけ
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方について

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

本会では令和2年3月に「与那国町地域福祉活動計画」を策定しました。関係機関・団体とともに、目指す姿を共有し、スローガンを掲げ取り組んで参りました。

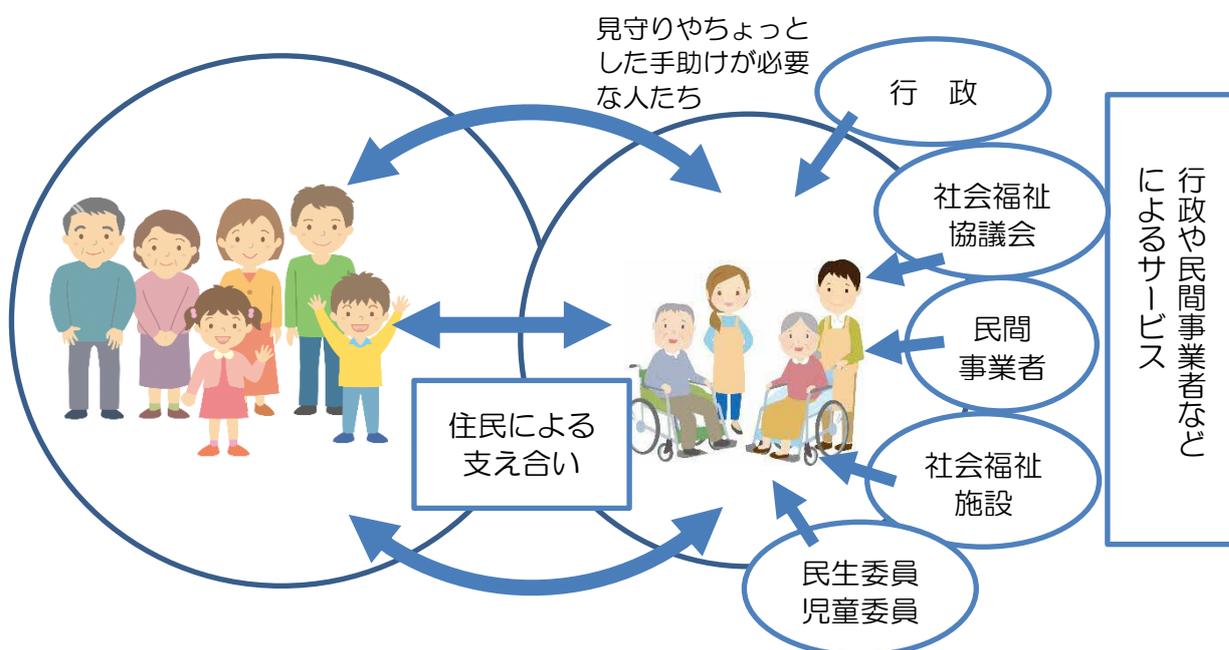
計画期間中には新型コロナウイルスが猛威をふるい、コロナ禍において、制限がある活動になり、福祉サービス活動にも大きな影響がありました。また地域での支え合いの希薄化や近年、少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支えあう機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化がすすんでおり、地域社会は変容の一途をたどっています。

このような地域社会の変化により、公的サービスだけでは対応できない生活課題、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題、社会的排除の対象になりやすい人や低所得の問題など多様な福祉課題がみられるようになってきたことも事実です。

これからの与那国町の地域福祉の役割は、福祉サービスの充実はもちろんのこと、町民が抱える多様な福祉課題に対応していくことであり、またこれからも健康長寿を目指した取り組みとして、フレイル予防、介護予防に関してもより一層力を入れ、長く現役で健康に暮らせるよう取り組む必要性があります。

そのためには、福祉サービス事業者だけでなく、地域住民が主体となって参加することも重要であり、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員、事業者等様々な関係者がネットワークを形成して互いに支え合うことが求められています。

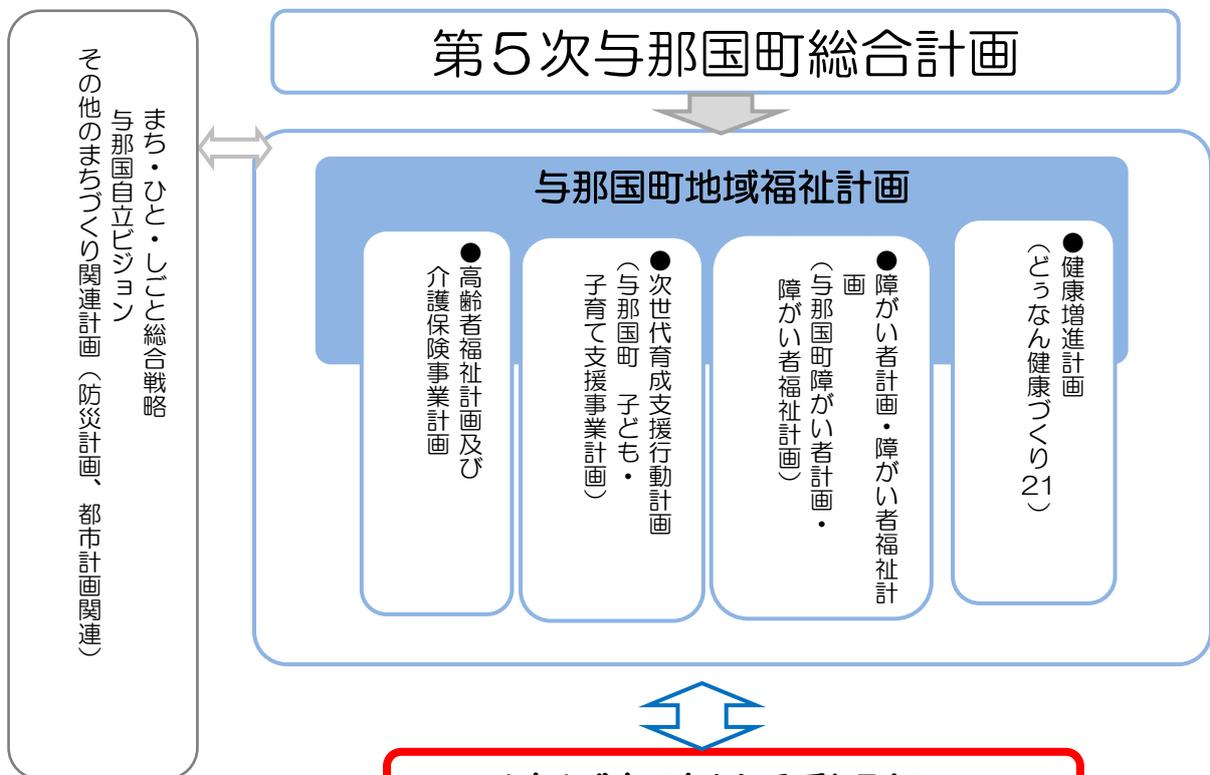
社会福祉協議会では、町民への意識調査の結果や社会状況の変化等を踏まえ、前プランの見直しと修正や追加を行い、第二次与那国町地域福祉活動計画を策定し、今後5年間この新プランに基づきさらに計画的推進に努めていきます。



2 位置づけ

本計画「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。与那国町第5次総合計画を最上位計画とし、基本目標「生きがいと笑顔のある健康な与那国」をの実現に向け第2次与那国町地域福祉計画との整合性を図り策定し、推進にあたっては各施策との連携を図りつつ推進するものとします

計画は、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目し、地域での支え合いに着目しながら地域における要支援者（高齢者、障がいのある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策について定める実践的な計画です。



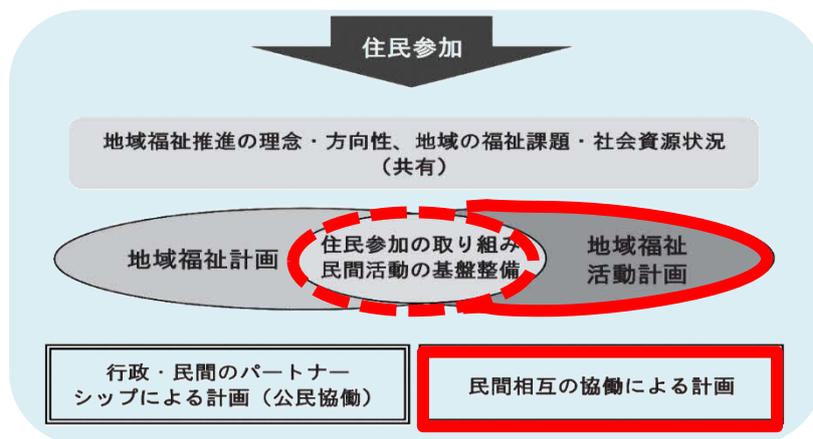
3 計画期間

健康福祉に係る各種計画の上位計画に位置付けられている地域福祉計画は、与那国町総合計画と整合を図る必要があることから、与那国町地域福祉計画の見直しの周期に合わせ、5年（概ね）とします。

和暦（年度）	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
西暦（年度）	2019	2020	2025	2026	2027	2028	2029
第5次与那国町総合計画	第5次						
与那国町地域福祉計画			第2次				
与那国町地域福祉活動計画			第2次				

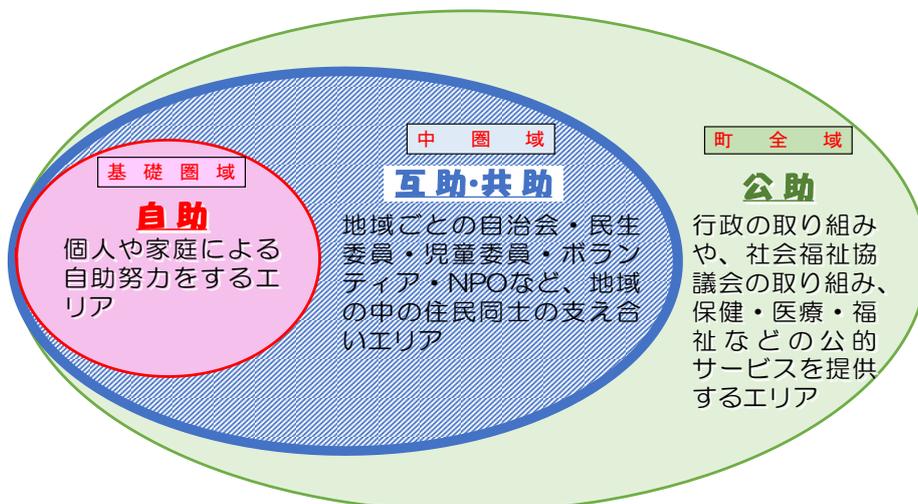
3 地域福祉活動計画の基本的な考え方について

この計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。地域福祉は、住民、社会福祉事業経営者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉協議会や行政が役割を分担し、協働で進めるべきものですが、特に社会福祉協議会においては、地域福祉推進の中核的役割が期待されていることから、その活動は、地域福祉計画の実践部分を担うものとして位置付けられる必要があります。計画策定は、社会福祉協議会を中核としながらも、これからの福祉の町づくりに向けて、それぞれがそれぞれの立場で福祉を考え、行動していくための指針となるものです。



地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

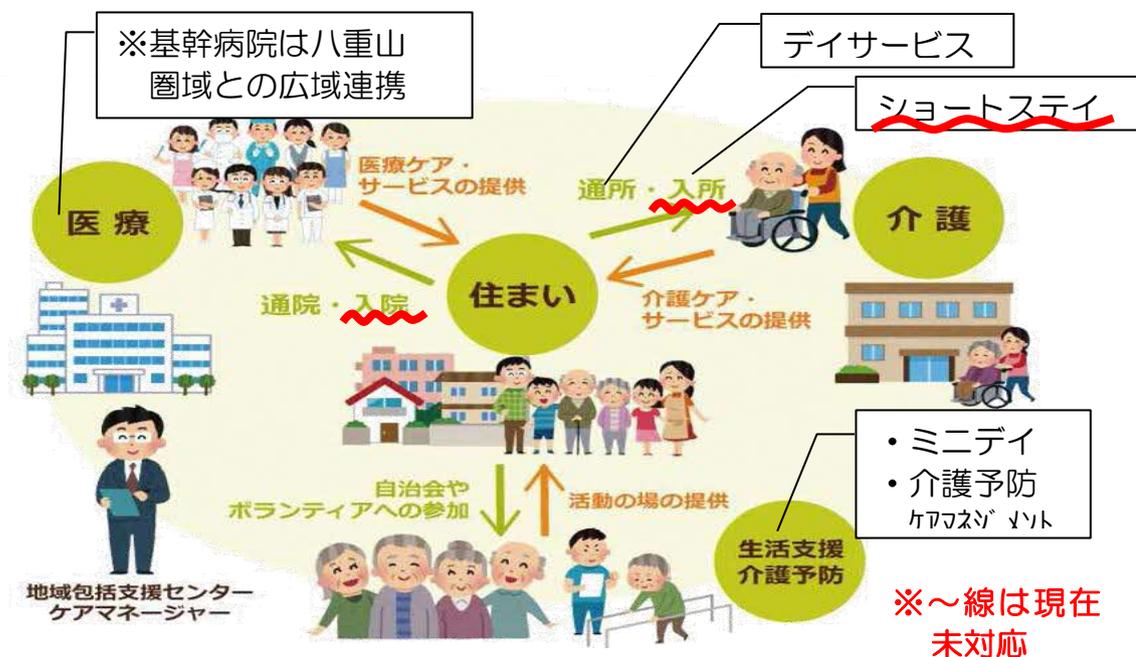
- ① 町では、「笑顔で健やかに住み続けられる自然・暮らし・歴史文化が調和する島」を理念に、与那国町福祉計画の将来像「まるんなでつくる 島の暮らし」を目指し、前述したような取組をこれまで進めてきました。
- ② 今後、少子化や高齢化が進むことを前提に、自分らしく暮らせるまちづくりをさらに進めていくため、「自助（基礎圏域）、互助・共助（中圏域）、公助（町全域）のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上」に取り組んでいくことが重要となってきます。



圏域図

 住民主体の支え合いエリア

- ③本町においては高齢者を対象とした共助、公助に加え、地域住民の互助・共助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しており、今後は子どもや障がいのある人等にも対象を広げていくことで「与那国町版地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。



地域包括ケアシステムのイメージ

(参考) 地域包括ケアシステム (厚生労働省ホームページより)

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となって提供されること

- ④ また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、地域住民等が自らの地域に思いを持ちながら、主体的に活動することが必要となってきます。
- ⑤ そこで、地域において主体的な活動が円滑に行われるよう、本町における地域福祉の将来像を示すため、町福祉分野の上位計画として「地域福祉計画」を策定し、本計画と整合・連携を図った、地域における諸福祉活動を支援するアクションプランとして「地域福祉活動計画」を策定し、地域における具体的な施策の展開を図るものです。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 前プランの主な取り組み状況と評価
2. アンケート調査による意識調査報告

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 前プランの主な取り組み状況

【前計画の概要】

(計画期間) 令和2年度～令和6年度

(基本理念) 「一人ひとりがふれあいと生きがいを感じる安心して暮らせるどうなん島」
～連綿と築き上げた協同の文化を‘持続可能な住みよい町づくりに向けて’～

これまでの地域社会で営んできたものや、今でも残る助け合いを大事にしながら、今後も引き継いでいき、町民がふれあいと生きがいを感じられる安心して暮らせる島を目指し取り組んできました。

【目指す基本目標と施策】

1 一人ひとりの思いをうけとめる仕組みづくり

- ① 相談・支援機能の充実
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 保健福祉サービスの向上
- ④ 生活困窮者世帯支援・介護者生活支援・子ども子育て世帯支援

2 地域を中心とした支え合いの環境づくり

- ① 地域福祉組織の体制づくり
- ② 地域団体活動の参加促進支援
- ③ ボランティア活動などの担い手の育成、活動などの促進
- ④ 多様な交流活動を支援する居場所づくりの推進

3 安心して暮らせる地域づくり

- ① 地域における福祉活動を促進するための意識啓発
- ② 災害に備えた防犯・防災対策の充実

● 前プランの達成状況

アンケート調査からの意識調査等の結果を踏まえ令和2年度策定したプランの数値目標の評価を行いました。

評価区分	
A	目標に達したもの
B	目標に達していないが目標に近づいたもの
C	目標から遠ざかったもの
D	評価が難しいもの

基本目標 1 一人ひとりの思いを受けとめる仕組みづくり

取り組みの方向	指標名	現状値 2019年 (令和元年)	目標値 2024年 (令和6年)	現状値 (令和7年)	評価
基本施策① 相談・支援機能の充実					
◇包括的な利用しやすい相談窓口づくり	専門相談員とコミュニティソーシャルワーカーの配置	0人	1人	0人	C
	相談窓口の設置	0箇所	1箇所	1箇所	B
◇多機関の協働による包括的な支援体制づくり	多機関の協働による包括的な支援体制づくり(進捗率)	60%	90%	90%	A
基本施策② 地域福祉活動の推進					
◇生活圏域ごとの活動を担う人材の確保	生活圏単位の活動に対する助成、有償化	4人	15人	6人	B
◇民生委員児童委員の活動強化	民生委員児童委員の充足率	87.5%	100%	100%	A
	民生委員児童委員の周知状況	46%	80%	60%	B
基本施策③ 保健福祉サービスの向上					
福祉サービスの充実	新規事業の導入 介護保険サービスの充実	50%	80%	60%	B
基本施策④ 生活困窮者世帯支援・介護者生活支援・子ども子育て支援					
◇低所得世帯に対する支援	生活困窮者の包括的な支援体制の整備(進捗率)	20%	60%	50%	B
◇子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制	子どもの支援体制強化	20%	70%	30%	B
	子育てボランティアの養成	0人	5人	17人	A
◇日常生活自立支援事業の継続実施	サービスを利用して自立した人の数	0人	2人	0人	D
	生活支援員の数	1人	2人	1人	A
◇成年後見制度の実施検討	成年後見制度の利用支援計画の推進	0回	1回	0回	D
◇生活福祉資金貸付事業の実施	貸付相談窓口の周知 世帯の自立に向けた支援の実施	60%	80%	80%	B
◇歳末たすけあい義援金配布事業、赤飯配布事業	福祉活動への支援、助成	1回	1回	1回	A
◇紙おむつ支給事業	介護者支援としての紙おむつ支給事業(6か月に1回)	0回/6ヵ月	1回/6ヵ月	2回	A

基本目標1 評価と課題

地域での相談を総合的に支援するCSWの専属配置を目標にしたが、人材不足や専門性が高い知識が必要なため、配置にはいたらなかった。他機関との支援体制づくりについては、地域や行政と診療所からの相談等から、必要なサービス等につなげ課題解決への取り組みを十分に実施している。だが、相談窓口としては設置していないが、社協に直接連絡が来て相談支援を行うケースも多い。だが、サービスが少ないことから、適切なサービスには繋がれずらい現状である。子ども支援強化については、子育て支援サポートセンターをR6年度から実施し、地域の力を借りながら町民の方が協力員になってもらい一時預かりを行えるように整備した。介護サービス充実は現状維持となっているものの、ニーズに対応できていない現状がある。今後、人材不足の懸念もあることから、有資格者への待遇や資格取得に向けた支援、福祉職の移住者の仕事の安定性を図れるような体制が必要である。

生活福祉資金貸付相談は件数が少ないことがあり、現状維持。償還への声掛け等課題である。歳末たすけあい募金や赤い羽根募金の配分金を活用し、団体への助成や生活困窮者への生活支援品配布、子育て事業、高齢者事業等、さまざまなイベントや活動を実施できている。募金額も数年前に比べ、増加しており、赤い羽根の活動についての周知はできている。



基本目標 2 地域を中心とした支え合いの環境づくり

取り組みの方向	指標名	現状値 2019年 (令和元年)	目標値 2024年 (令和6年)	現状値 (令和7年)	評価
基本施策① 地域福祉組織の体制づくり					
◇「地域福祉推進委員会」の設置推進	「地域福祉推進委員会」の設置（年1回程度）	0回	1回	0回	C
◇コミュニティソーシャルワーカーの配置	コミュニティソーシャルワーカーの適正配置	0人	1人	0人	E
基本施策② 情報提供・総合相談支援体制の充実					
◇各生活圏で福祉活動を取り組める体制の構築	生活圏域のサロンへの交流会開催	1回	3回	2回	B
◇赤い羽根共同募金を財源に生活圏組織への支援	地域団体・組織への支援	22件	25件	20件	A
◇福祉サポーター設置検討	「福祉協力員制度」の設置（進捗率）	0%	50%	20%	B
基本施策③ ボランティア活動などの担い手の育成、活動などの促進					
◇ボランティア人材バンクの設置	ボランティアの「人材バンク」の設置	0箇所	1箇所	0箇所	C
	（仮称）福祉サポーターの数	0人	10人	8名	A
◇ボランティア窓口の設置	ボランティア窓口の設置	0箇所	1箇所	0箇所	C
◇住民のニーズ把握	住民のニーズ調査・状況把握	0回/年	1回/年	1回	B
基本施策④ 多様な交流活動を支援する居場所づくりの推進					
◇交流機会の確保	交流事業の活動支援	2回	6回	12回	A
◇居場所づくりの推進	サロンの設置	3箇所	4箇所	1箇所	B
◇住民同士のつながりづくり	孤立させないつながりの仕組みの推進（進捗率）	60%	90%	70%	B
◇生活圏別ワークショップの開催	生活圏別の座談会・懇談会・ワークショップの開催	0回	1回	0回	C
◇地域づくりによる介護予防の推進	介護に関する研修会	0回	3回	5回	A

基本目標2 評価と課題

居場所づくりの介護予防を目的としたサロンは地域の担い手不足の観点から現在1か所で運営しているが、利用者は横ばいであるものの、介護予防や社会参加ができる場所として継続している。グラウンドゴルフを実施しており、高齢者の参加は多い。だが、社会参加ができていなく、閉じこもりがちな高齢者にも声掛けや見守りを実施しているものの、外に出る機会を増やすことができないのも現状である。今後はこのような方をどのように支援したり、見守りしていくかも課題である。

ボランティア人材バンクについては、ボランティア（無償）での活動は難しく、福祉サポーターとして有償ボランティア活動を行っている。だが、協力員が少なく支援内容も限定されているため、今後は定年退職をした方や、不定期な仕事をしている方などの、地域の人材を育成し、その方の得意分野を生かした、地域貢献活動（有償）ができる体制づくりが必要といえます。アンケート結果からは、困ったときに助けてほしいことは「草刈り」「買い物支援」「声掛け」が多く回答があり、地域力を生かした活動基盤があればつなげる支援サービスが増えていくと考えられる。



基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

取り組みの方向	指標名	現状値 2019年 (令和元年)	目標値 2024年 (令和6年)	現状値 (令和7年)	評価
基本施策① 地域における福祉活動を促進するための意識啓発					
◇情報提供の充実	ホームページ・社協だよりによる情報発信・周知	70%	100%	70%	B
◇住民の福祉意識の高揚	様々なボランティアニーズに沿った活動に対する相談・助言・支援ができるよう事業の充実	0%	50%	0%	C
	ボランティア・地域福祉団体等への助成等の支援	0件	4件	2件	C
基本施策② 災害に備えた防災・防犯対策の充実					
◇関係機関との災害時の対応策検討	「災害時対応マニュアル」の作成(進捗率)	28.0%	60%	90%	A
◇要援護者等の支援体制の確立	要援護者台帳への登録支援	10%	50%	50%	B
	避難誘導支援体制の充実	0%	40%	50%	B
	災害時要援護者の個人情報保護に関する協定の締結	0	80%	0%	D

基本目標3 評価と課題

社協をはじめ団体がさまざまな広報活動により紹介や情報提供を行うことにより、地域福祉の理解、周知をし、福祉活動に対する意識啓発に努めている。アンケート結果からみると、社協事業への理解度や認知度は50%であり、社協の事業について理解されていないことがわかる。特に社協と関わりを持つ方は理解されているものの、一般市民の理解が少ないことがわかります。日頃から社協で何を展開しているのか、また、限られた人だけではなく、市民が理解や参加ができる活動を増やしていくことが必要であると考えられます。社協だよりの発行数も年2回ほどであり、内容も固定化していることも多いため、福祉情報の提供や福祉サービスについての内容を盛り込み情報を発信していく。また福祉まつり等で、福祉の理解についてをPRを行い、社協で実施する子どもや高齢者を対象としたイベントの検討等で社協PRが必要である。社協独自の災害マニュアルは令和6年度策定済みである。平時からの災害に備えた体制、予期せぬ災害時の職員の対応について記載している。要配慮者については、社協で対応する方や行政支援が必要な方を把握し、災害時の支援体制を整備していく。また医療ケア、介護ケアが必要な方については、ケアセンターを福祉避難所として指定する方向で現在検討中であるため、行政との協議が必要である。

第3章 基本理念・目指す姿の目標と施策の展開

- 1 基本理念と目指す姿と目標
- 2 取り組みの施策展開
- 3 目指す姿に向けた具体的な取組

第3章 基本理念・目指す姿の目標と施策の展開

1 基本理念と目指す姿と目標

【理念】

**一人ひとりが生きがいを感じる安心して暮らせるどうなん島
～連綿と築きあげた協働の文化を 持続可能な住みよいまちづくりに向けて～**

本町の地域福祉を取り巻く状況と現状課題から見る方向性を踏まえ、地域のつながりや、お互いに助け合える環境づくり、一人ひとりが生きがいを感じ、必要なサービスの提供や支援体制の在り方、構築を示し持続可能な取り組みを目指します。

前計画どおり、与那国の先輩が築きあげてきた文化を受け継ぎ、人と人のつながりを絶やさず、共同・協同・相互・扶助を行う助け合いの心、地域力を生かしながら福祉の充実を図る取り組みとします

【基本目標】

本町における福祉課題の解決を図るため、既存の3つの計画目標を追加及び修正し、それぞれに推進項目を設定し、計画的に実施していきます。

- 1 一人ひとりの思いを受け止める仕組みづくり
- 2 地域を中心とした支え合いの環境づくり
- 3 安心して暮らせる地域づくり

基本理念の検討の流れと基本理念を以下に示します。

行政（町）の視点

第5次与那国町総合計画

笑顔で健やかに住み続けられる
自然・暮らし・歴史文化が調和する島

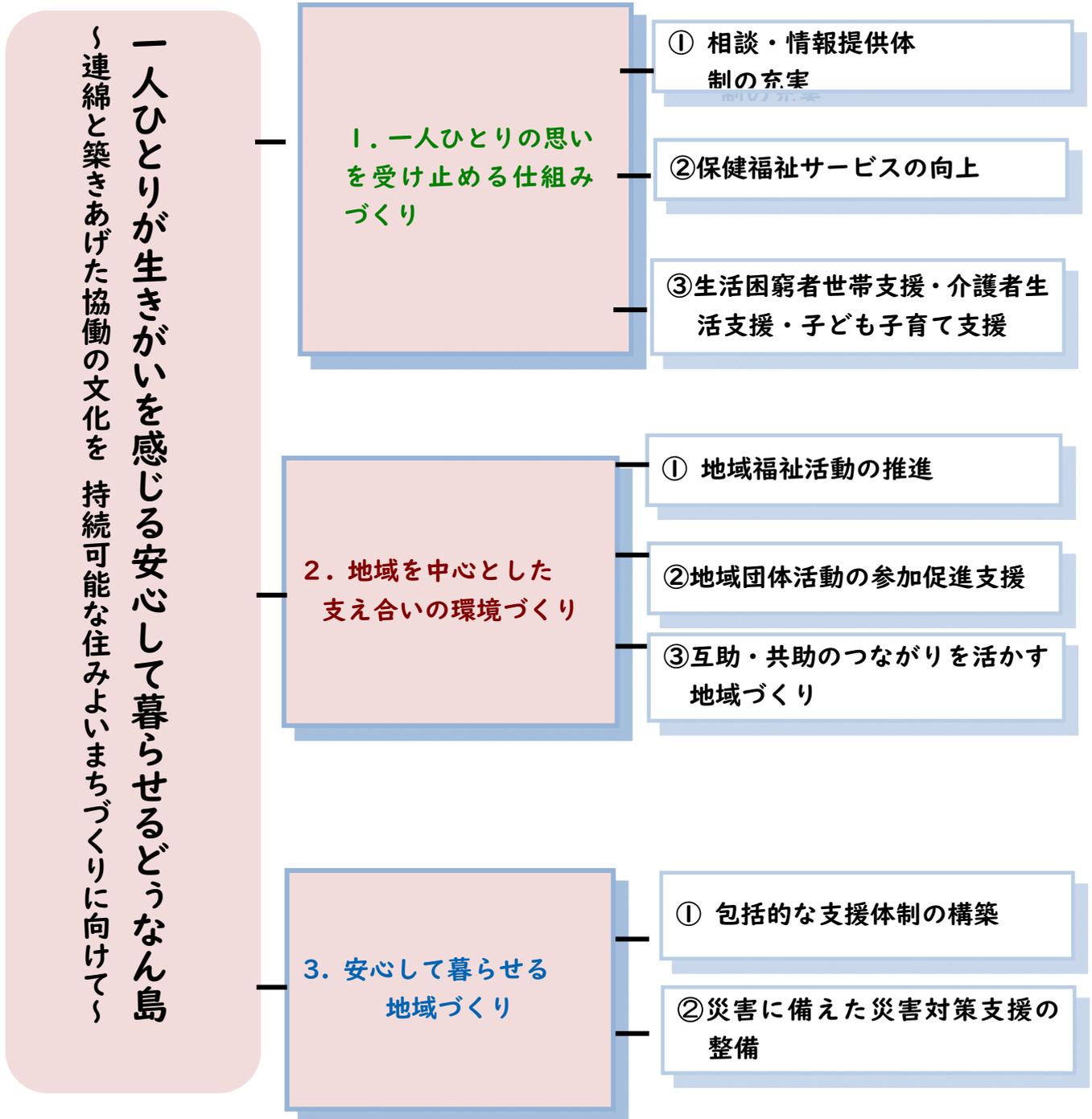
第2次与那国町地域福祉計画

～「まるんな」でつくる島の暮らし～

基本理念（本町における地域福祉の将来像）

**一人ひとりが生きがいを感じる安心して暮らせるどうなん島
～連綿と築きあげた協働の文化を 持続可能な住みよいまちづくりに向けて～**

2 取り組みの施策展開



3 目指す姿に向けた具体的な取組

基本目標1 一人ひとりの思いをうけとめる仕組みづくり

基本施策① 相談・情報提供体制の充実

高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者を含むあらゆる相談に対し、必要に応じて各種専門機関と連携し課題解決に向けた支援を行います。

また、より住民に近い民生委員・児童委員などの地域福祉活動実践者や関係機関等と連携した相談支援体制に取り組みます。

取り組みの方向

取り組み	内容	担当課・機関
①包括的な利用しやすい相談窓口と支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●個別課題に対応するため、地域資源の活用、関係機関等との連携体制構築や各種サービス等の調整機能を担う ●身近な地域での相談窓口の充実を図り、相談したいときにいつでも気軽に相談できる仕組みとして地域包括支援センター、社協、地域団体、民生・児童委員などの包括的相談支援機能の強化に向けた取り組み ○住民同士の互助を大切にし、専門的な支援が必要とされる方への体制の整備を行う。 ○社会的孤立ゼロの取組。行政、地域住民からの情報、診療所、警察、民生委員と連携し、必要な支援の把握を徹底する。 ●介護相談窓口 ●ケア会議の開催（月1回） 	長寿福祉課 社会福祉協議会 診療所 民生委員児童委員 まちづくり課 警察 地域の団体 地域商店
②地域課題の把握とアウトリーチによる相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護者についての地域からの情報提供や情報連携、個別訪問や聞き取りなどのアウトリーチ（訪問型の相談支援）機能の強化を図ります。 ●要介護認定調査訪問 ○ケア会議等での事例から団体と連携した支援ができるよう個別のアプローチ ○個別困難事例の早期解決の取組 ○民生委員の訪問活動の推進（月1回を推進） 	

●：継続事業 ○：新規追加

基本施策② 保健福祉サービスの向上

福祉ニーズに柔軟に対応し、より地域に密着したサービスとして提供できるように、サービスの種類や供給量の調整を行い、利用度の高いサービスの拡充に取り組みます。

取り組み	内容	担当課・機関
① 福祉サービスの向上	<p>【高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の介護予防への取組 ○ ミニデイサービスの充実 ミニデイサービスの開催日や開催時間を増やす ● 高齢者給食サービスの実施 ○ 土日祝日のサービス提供の検討 ● 給食宅配サービスの見守り強化 ● 高齢者サロンの居場所づくり（介護予防） ○ 元気な高齢者の活動ができる拠点づくり 生きがいを感じられる活動（軽作業・環境美化活動） ○ 診療所と連携した訪問看護サービスの拡充 ○ 行政と連携した訪問リハビリの協力支援 ○ 「与那国町版包括的支援体制」を構築し、特に後期高齢者の在宅介護看護が図られるように、地域包括支援センターを中心とした担当者会議において、段階的整備を推進します。 ○ 高齢者の健康増進活動 	長寿福祉課 社会福祉協議会 診療所
② 介護保険事業及び障がいサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「どうなんがんどうプラン」に基づき、高齢者の自立を支援する取り組みを総合的に推進します。 ● 「与那国町版包括的福祉」に欠かせない、ショートステイ提供施設の設置を推進します。 ● 「与那国町版包括的福祉」を実現化するために、訪問看護サービス、訪問リハビリの導入を推進します。 ● 「障がい者計画・障がい者福祉計画」に基づき、障がい者（児）の自立を支援する取り組みを総合的に推進します。 ● ケアセンターがんだうの利用者の拡充や充実 ○ 介護職に関する普及啓発 ○ 学校と連携し福祉体験学習を実施するなど次世代の育成に努める ○ 職員育成のための養成、研修会参加への支援をし、資格所得に向けた取り組みを支援 ○ お泊りデイサービス導入 ○ 土日サービス利用ができるような職員体制 ○ 職員確保のための移住者への定住支援体制を行政と連携を図る 	長寿福祉課 社会福祉協議会 教育委員会 診療所 学校

基本施策③ 生活困窮者世帯支援・介護者生活支援・子ども子育て支援

生活環境課題のある人等に対する継続的な支援の提供を行うとともに、自立支援を推進するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護に努めます。子ども子育て家庭に対する、包括的支援を推進します。

取り組み	内容	担当課・機関
① 低所得世帯に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者が抱える多様な課題を解決するため、各関係団体とのネットワークなど支援体制を強化。 ●生活困窮者の早期発見を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援体制の整備を進める ○県補助金や助成金を活用し、できる支援策を検討する ○声掛けをしながら民生委員さんからの生活支援品の配布 ○フードバンクの設置 	長寿福祉課 社会福祉協議会 民生委員
② 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制	<ul style="list-style-type: none"> ●意見交換会、各関係機関会議などで密な連携を図り、子どもや子育て家庭等の支援に取り組みます。 ○地域の保育サポーターの養成を進めるとともに、短時間預かり等の子育てサポート支援センターを継続します ○保育サポーターと利用会員との交流会の開催 ○赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業 ○入学おめでとう・卒業おめでとう文房具配布 ●子育てサロンの活動内容の充実、子どもの居場所づくりを推進します。 ○夏休みの子どもの居場所づくり事業の実施と充実を推進 	長寿福祉課 教育委員会 社会福祉協議会 地域団体等 民生委員
③ 日常生活自立支援事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、日常生活でお困りの方に対して、日常のお金の出し入れのお手伝いのサポートを継続実施していきます。 	社会福祉協議会
④ 成年後見制度の実施検討	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の普及を図るため、積極的に研修会へ参加します。 ●本町や関係団体と情報交換を行い、後見人の活動支援体制の整備を推進します。 	長寿福祉課 社会福祉協議会
⑤ 生活福祉資金貸付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄県社協が実施する「生活福祉資金貸付事業」の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。償還支援について、適切に相談ができるように体制を整えます。 	社会福祉協議会 民生委員
⑥ 歳末たすけあい義援金配布事業、赤飯配布事業	<ul style="list-style-type: none"> ●歳末たすけあい募金配分金を活用し、要介護高齢者世帯、障がい等世帯へ義援金配布 ○非課税世帯やひとり親世帯等の歳末たすけあい義援金を配布 ●75歳以上高齢者、生活困窮世帯等へ、歳末赤飯配付を民生委員と実施 ●運動の成果や募金による助成の効果について積極的に社協だよりページなどで紹介する 	社会福祉協議会 民生委員
⑦ 紙おむつ支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅介護の経済的負担軽減とし、民生委員をとおして紙オムツを支給する（年に2回） 	社会福祉協議会 民生委員

●：継続事業 ○：新規事業

基本目標 2 地域を中心とした支え合いの環境づくり

基本施策① 地域福祉活動の推進

社協及び地域団体関係者だけではなく、地域の様々な住民が、ボランティアとして多様な地域福祉活動に参画できる地域環境を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

また、広報活動による諸活動の紹介を充実させ、地域福祉活動の理解・周知を行うことにより、幅広い世代の参画を促します。

取り組み	内容	担当課・機関
①見守りネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●社協や地域団体等による情報から見守り必要性の有無、対象、頻度などの調整を行い、見守り活動が不十分な場合、改善を図るよう機関と調整する。 	社会福祉協議会
②民生委員児童委員の活動強化、住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ●生活圏において、より住民に近い民生委員・児童委員が関係機関と連携した相談体制に基づく活動強化を進めます。 ○民生委員・児童委員の役割や活動内容等を、生活圏単位で住民への周知を図り、より身近な存在としての認知度を向上させます。 ○イベント行事等の参加企画促進（敬老週間、子どもの日週間に合わせた事業の検討） ○見守り要対象者を把握し、定期的な訪問活動に取り組む（友愛訪問事業） ○見守り世帯には支援品を配布しながら訪問する（1月1回） ○民生委員活動週間の取組強化 	社会福祉協議会 民生委員
③交流機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学生の地域での体験活動や地域住民との交流などを促進します。 ●生活圏における交流事業への活動を支援し、世代間交流の機会が充実するよう、地域行事への多くの住民の参加を促します。 ●交流の機会やイベント行事を充実強化します。 ●在宅で高齢者の介護を行っている人や子育て中の保護者など、同じ悩みを抱えている人同士が、交流できる場の充実と確保を図ります。 	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等
④居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが無理なく気兼ねなく参加できる環境を踏まえ、高齢者の集いの場として、より参加しやすいサロンの運営を継続支援するとともに、各生活圏に最低1つのサロンの設置をめざします。 ●サロンを拠点とした住民同士の見守り、支え合い活動の更なる充実を検討、提案していきます。 	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等

●：継続事業 ○：新規事業

⑤住民同士のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●個々のライフスタイルが多様化し、地域の連帯感が以前よりは薄れている傾向にあり、積極的なあいさつ運動の推進などを通して地域のつながりを深めていきます。 ●高齢者や障がい者（児）、特にひとり暮らしの見守りや声かけに努めるとともに、子育て中のお母さん達のサークルなど、孤立させないつながりの仕組みを推進します。 	社会福祉協議会 地域団体等
⑥地域づくりによる介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活圏のなかで、介護に関する情報交換や介護者のリフレッシュを目的に介護に関する研修会を行います。 ●より広く周知を行い対象者の増加を図り、介護者の在宅介護に関する悩みや負担を軽減できるような企画を実施していきます。 	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等
⑦福祉教育・ボランティア学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所、幼稚園、小中学校と連携し、思いやりのある心を育む教育を支援します。 ●体験交流事業等をとおして福祉に対する意識高揚に努めます。 	社会福祉協議会
⑧「地域福祉推進委員会」の設置推進	<p>○本町の社会福祉法人や地域福祉活動団体などとの連絡、情報交換などを行えるよう「地域福祉推進委員会」の設置を推進します（年1回程度）。</p> <p>○社協は推進委員会の開催に際し、各活動団体間の調整などを行い、情報の共有を図り地域支援の在り方を提案検討していきます。</p>	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等
⑨コミュニティソーシャルワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ●個別課題に的確に対応するため、地域資源の活用、関係機関等との連携体制構築や各種サービス等の調整機能を担う、コミュニティソーシャルワーカーの確保と適正配置を推進 	長寿福祉課 社会福祉協議会

基本施策② 地域団体活動の参加促進支援

取り組み	内容	担当課・機関
①各生活圏で福祉活動を取り組める体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな機会を捉え、社協や地域団体などの活動について、周知・啓発を図り、参加促進に取り組みます。 ●社協や地域団体の活動の充実のため、地域のニーズに応じた地域福祉活動を支援します。 ●生活圏域で開催されているサロンへの訪問などの交流会等を通じて、連携強化を図ります。 	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等
②赤い羽根共同募金を財源に生活圏組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活圏の組織や地域団体（子ども会、婦人会、老人会等）に、共同募金を財源に支援をします。 ●共同募金の配分金の使途をPRする 	社会福祉協議会

基本施策③ 互助・共助のつながりを活かす地域づくり

ニーズに応じたボランティアを募り、福祉活動の事業に参加してもらうよう呼びかけ、「少しなら何かしたい」「潜在的に何かしたい」と思っている人の取り組みに力を入れていきます。
 また、住民のボランティアに対する関心を高めるとともに、ボランティアの育成や実際の活動に活かすために住民ニーズを的確に把握し、ボランティア人材とのコーディネートに努めます。

取り組みの方向

取り組み	内容	担当課・機関
① 人材バンクの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域力を生かした有償ボランティアなどの人的資源の発掘に努め、有償ボランティアと依頼したい者のマッチングを行います。 ○そのために、ボランティア人材登録としての「人材バンク」を設置し、（仮称）福祉サポーターとして位置づけます。 ○有償化の検討を進めることにより、（仮称）福祉サポーターとしての定着を図ります。 ○住民の日常生活のちょっとした困りごとや、子どもの一時預かりなどの依頼を受け付ける、窓口を社協に設置します。 ○ボランティア窓口の設置を広く周知するため、社協だよりや SNS を利用した情報発信を行います。 	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等 長寿福祉課 社会福祉協議会
② 住民のニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> ○人材バンク設置による（仮称）福祉サポーターを有効に活用するため、住民のニーズの把握が必要となり、把握するための主な方法としては、①個別事例の収集と分析、②行政資料の活用を実施します。 ○専門職や地域住民が日常の活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する住民生活ニーズの状況を把握します。 	長寿福祉課 社会福祉協議会 地域団体等

●: 継続事業 ○: 新規事業

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

基本施策① 包括的な支援体制の構築

福祉分野は多岐にわたる支援のため、社協だけではなく関係団体と包括的な支援をしていく必要がある。そのためには、相談支援体制はもちろんのこと SOS を出せない課題にも早期発見や取り組みが必要である。また社協の情報提供を行うことにより、社協事業の理解と繋がるきっかけづくりの対応が必要である。

取り組み	内容	担当課・機関
①関係団体との連携	<p>○ヤングケアラー・ネグレクトに関する取り組みとして社協、民生委員、長寿福祉課を中心にし、家族への支援体制を構築する。</p> <p>地域での日々の生活の変化に気を配り未然防止を図る</p> <p>○ODV や高齢者虐待、児童虐待など、早期発見・早期対応に努められるよう関係機関と日頃からの連携を図る。</p> <p>○サービス利用者からの相談事への早期解決支援</p> <p>○事業での繋がりをきっかけにした支援活動</p> <ul style="list-style-type: none">●「社協だより」、社協事業活動内容紹介の全戸配布など、既存の情報提供を充実します。●情報の受け手の視点に立ち、地域での福祉活動やボランティア活動について、ホームページ・フェイスブック等の SNS など多様な媒体を活用し、わかりやすい情報発信に努め周知を進めます。	社会福祉協議会 民生委員 長寿福祉課 教育委員会
②住民の福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">●住民との共催事業や提携事業の拡大を図り、その活動を支援していきます。 <p>○地域福祉に取り組むボランティア・地域福祉団体等に対して、情報提供、活動備品の提供、活動資金の助成等の支援を通じて育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">●社協活動及び福祉や健康に関する情報を、地域の行事・イベント時に出前説明 PR を行うとともに、社協活動の一環としての「福祉まつり」等、適切なイベント開催・運営などを推進します。	社会福祉協議会 地域活動団体等

基本施策② 災害に備えた災害対策支援の整備

災害時には、自助・互助・共助の取り組みも欠かせませんが、解決が困難なことは、公的サービス等の公助の取り組みが重要となるため、災害に備えた日頃からの備えと円滑な支援活動を推進し、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めます。

そのためには、個人情報共有の必要性に対する理解を高め、災害が発生しても地域ができること、行政支援の対策の充実が重要です。

取り組みの方向

取り組み	内容	担当課・機関
① 関係機関との災害時の対応策検討	<ul style="list-style-type: none"> ○社協災害対応マニュアルの見直しを年に2回実施 ○サービス中の災害を想定した、避難の訓練や対応について、職員との共有を図る ○勤務外での発災の場合の職員招集基準、発災後の業務についての共通理解を行う ○福祉避難所の指定 ●災害時に必要な支援を行えるよう、地域防災計画に基づき、地域住民や自治会、関係機関、民生・児童委員、防災機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要援護者の避難支援体制の連携の強化を推進します。 	長寿福祉課 総務課（消防団など） 社会福祉協議会 地域団体等
② 要援護者等の支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●災害支援対策として、高齢者や障がいのある人など、特に支援が必要な人に対して「避難行動要支援者名簿」に基づき、行政と適正管理し連携します。 ○災害時の避難を実効性のあるものとするためアウトリーチ（訪問型相談支援）に基づく避難行動要支援者を把握するとともに個別計画を行政と作成します。 ○災害時等における安否確認や避難誘導等、地域ぐるみによる日頃からの見守りネットワーク支援体制を推進します。 ○高齢者や障がいのある人などをはじめとした要援護者が避難生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の確認・充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所の検討を図り、協力できる体制を図ります。 	長寿福祉課 総務課（消防団など） 社会福祉協議会 地域活動団体等

第4章 推進体制と進行管理

第4章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、与那国町をはじめ、地域組織など関係団体・機関等が情報交換を行い、密接に連携して、一体的に推進していきます。

2. 進行管理と評価

本計画に基づく取組みについては、3年毎に実施状況を取りまとめ、報告するとともに、見直しと改善を図ります。

3. 目標指標の設定

施策の展開に対する評価指標を下記の通り設定し、3年毎に本計画最終年度における評価を行います。

評 価 区 分	
A	目標に達したもの
B	目標に達していないが目標に近づいたもの
C	目標から遠ざかったもの
D	評価が難しいもの

基本目標 1 一人ひとりの思いをうけとめる仕組みづくり

取り組みの方向	指標名	2028年 (令和9年)	2030年 (令和11年)	状況	全体評価
基本施策① 相談・支援機能の充実					
①包括的な利用しやすい相談窓口づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●個別課題に対応するため、関係機関との連携 ●地域包括支援センター、社協、地域団体、民生・児童委員などの包括的相談支援機能の強化に向けた取り組み ●社会的孤立ゼロの取組 ●介護相談窓口 				
	ケア会議の開催(月1回)				
②地域課題の把握とアウトリーチによる相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域からの情報提供、個別訪問や聞き取りなどのアウトリーチ(訪問型の相談支援)機能の強化 ●要介護認定調査訪問 ○ケア会議等での事例から団体と連携した支援ができるよう個別のアプローチ ○個別困難事例の早期解決の取組 ○民生委員の訪問活動の推進(月1回を推進) 				
基本施策②保健福祉サービスの向上					
福祉サービスの向上					
介護保険事業及び障がいサービスの充実					
基本施策③ 生活困窮者世帯支援・介護者生活支援・子ども子育て支援					
◇低所得世帯に対する支援					
◇子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制	生活困窮者の包括的な支援体制の整備(進捗率)				
◇子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制	子どもの支援体制強化				
◇日常生活自立支援事業の継続実施	子育てボランティアの養成				
	サービスを利用して自立した人の数				

◇成年後見制度の実施検討	生活支援員の数				
◇生活福祉資金貸付事業の実施	貸付相談窓口の周知 世帯の自立に向けた支援の実施				
◇歳末たすけあい 義援金配布事業、 赤飯配布事業	福祉活動への支援、助成				
◇紙おむつ支給事業	介護者支援としての紙おむつ支給事業（6か月に1回）	回/カ月	回/カ月		

基本目標 2 地域を中心とした支え合いの環境づくり

取り組みの方向	指標名	2028年 (令和9年)	2030年 (令和11年)	状況	全体評価
基本施策① 地域福祉活動の推進					
◇「地域福祉推進委員会」の設置推進	「地域福祉推進委員会」の設置（年1回程度）				
◇コミュニティソーシャルワーカーの配置	コミュニティソーシャルワーカーの適正配置				
基本施策② 地域団体活動の参加促進支援					
◇各生活圏で福祉活動を取り組める体制の構築	生活圏域のサロンへの交流会開催				
◇赤い羽根共同募金を財源に生活圏組織への支援	地域団体・組織への支援				
◇福祉サポーター設置検討	「福祉協力員制度」の設置（進捗率）				
基本施策③ 互助・共助のつながりを活かす地域づくり					
◇ボランティア人材バンクの設置	ボランティアの「人材バンク」の設置 （仮称）福祉サポーターの数				
◇ボランティア窓口の設置	ボランティア窓口の設置				
◇住民のニーズ把握	住民のニーズ調査・状況把握				

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

取り組みの方向	指標名	2028年 (令和9年)	2030年 (令和11年)	状況	全体 評価
基本施策① 包括的な支援体制の構築					
関係団体との連携	ホームページ・社協だよりによる情報発信・周知				
◇住民の福祉意識の高揚	様々なボランティアニーズに沿った活動に対する相談・助言・支援ができるよう事業の充実				
	ボランティア・地域福祉団体等への助成等の支援				
基本施策② 災害に備えた災害対策支援の整備					
◇関係機関との災害時の対応策検討	「災害時対応マニュアル」の作成(進捗率)				
◇要援護者等の支援体制の確立	要援護者台帳への登録支援				
	避難誘導支援体制の充実				
	災害時要援護者の個人情報保護に関する協定の締結				

資料編

社会福祉法人 与那国町社会福祉協議会

与那国町地域福祉活動計画策定委員会設置規則

(目的及び設置)

第1条 この規則は、与那国町に暮らす誰もが安心して生活できるよう、与那国町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、さまざまな福祉活動を行う地域住民や関係団体と連携して地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、与那国町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 福祉サービスの代表者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から答申提出の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 この委員会に次の役員を置く。

委員長1名

副委員長1名

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(職務)

第6条 委員長は、この委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が召集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。
附則

1 この規則は、令和元年 9月 5日から施行する。

2 最初に召集される策定委員会は、第7条の規定にかかわらず本会会長が召集する。

第2次地域福祉活動計画策定委員 名簿

	氏 名	所 属 名
1	長濱 利典	与那国町社会福祉協議会 理事
2	上地 常夫	与那国町社会福祉協議会 理事
3	外間 メリヤ	与那国町社協理事・民生委員児童委員会会長
4	崎原 敏功	久部良自治公民館長
5	崎枝 和成	比川自治公民館長
6	大宜見 朝要	嶋仲自治公民館長
7	崎原 正吉	西自治公民館長
8	東浜 安邦	東自治公民館長
9	仲嶺 吏佐	与那国町教育課長
10	水見 拓磨	与那国町小中学校教頭校長会 会長
11	阿部 二郎	与那国診療所 所長
12	尾辻 史華	与那国町保健師
13	前外間 洋子	与那国町女性連合会 会長
14	入慶田本 朝哉	与那国町地域包括支援センター
15	與那覇 悦子	与那国町人権擁護委員

策定の経過

日付	主な内容
令和 6 年 10 月～ 12 月	町民アンケート調査の実施
令和 7 年 4 月 10 日 (木) 午後 3 : 3 0 ~ 5 : 0 0	<p style="text-align: center;">第 1 回活動計画策定委員会</p> <p>第 1 次地域福祉活動計画の見直し、アンケート結果からみた課題 第 2 次計画素案の提案</p> 
令和 7 年 5 月 16 日 (金) 午後 2 : 0 0 ~ 3 : 0 0	<p>第 2 回活動計画策定委員会</p> <p>第 2 次計画素案修正素案提出・計画策定</p>
令和 7 年 5 月 2 0 日～ 令和 7 年 5 月 3 0 日	与那国町ホームページにてパブリックコメントを実施

第2次与那国町地域福祉活動計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年5月

発行・編集 与那国町社会福祉協議会

〒907-1801

沖縄県八重山郡与那国町字与那国255番地

TEL 0980-87-2471

FAX 0980-87-2488

Mail yonaguni-shakyo255@road.ocn.ne.jp

